

重要なお知らせ

2020年4月から**特定の法人**について、
以下の届出の電子申請が**義務化**されます。



特定の法人とは

- ▶ 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する額が1億円を超える法人
- ▶ 相互会社、投資法人、特定目的会社

電子申請で行っていただく雇用保険・労働保険の届出

- ▶ 年度更新に関する申告書(概算・確定・一般拠出金申告書)
* 継続事業を行う事業主が提出する分
- ▶ 増加概算保険料申告書
- ▶ 雇用保険被保険者資格取得届
- ▶ 雇用保険被保険者資格喪失届
- ▶ 雇用保険被保険者転勤届
- ▶ 雇用保険高年齢者雇用継続給付支給申請
- ▶ 雇用保険育児休業給付支給申請

電子申請はe-Govから

電子申請

検索

e-Gov(イーガブ)とは、総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。
各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

- ▶ 電話: 050-3786-2225 (ビジネスダイヤル ※全国一律3分 約12円)
- ▶ お問合せフォーム: <https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>
- ▶ 利用者マニュアル: <https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual/index.html>

※ 電子申請を行うためには「**電子証明書**」が必要ですが、令和2年4月から無料で取得可能なID・パスワード「Gビズ ID」で、電子証明書がなくても電子申請が可能になります(当面、手続可能な届出は限定されます)。

- ▶ 電子証明書の取得: <https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/index.html>
- ▶ 「Gビズ ID」の詳細: <https://gbiz-id.go.jp>

★ハローワークの窓口での届出・申請は、**16時までの来所**にご協力ください。

山形労働局・ハローワーク



「電子申請」が便利です。
ぜひご利用ください！

メリットは…

☺【24時間、いつでも申請可能】

- ☛ 来所いただく必要がなく、コスト削減（交通費、ガソリン代、郵送費など）が図られます。

☺【パソコン*があれば、どこからでも申請可能】

- ☛ 窓口での待ち時間がありません。特に繁忙期は効果的です。
* パソコンの事前設定やネット回線が必要です。

☺【個人情報の持ち運びが不要】

- ☛ 個人情報保護の観点から、安全性が高まります。

令和元年10月から、 「山形労働局雇用保険電子申請事務センター」が稼働しています。

○各ハローワークに申請いただいた届出の一部について、「山形労働局雇用保険電子申請事務センター」で、集中して事務処理を行うことができるようになりました。これにより、書類の返戻がよりスムーズにできるようになっています。

山形労働局 雇用保険電子申請事務センター

雇用保険被保険者に関する業務
雇用継続給付等の審査事務処理

各ハローワーク

事業所関係手続
雇用継続給付の
手続の一部等を
従来どおり処理

※労働保険関係の事務処理は、**山形労働局労働保険徴収室で行っています。**

山形労働局雇用保険電子申請事務センター

〒990-0813 山形県山形市桜町2-6-13 ハローワーク山形2F 電話 023-615-8401
午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始を除く平日）